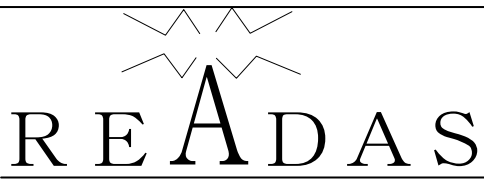


第 4839 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行  リーダスクラブFAXニュース  (2013年)平成25年 10月 23日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## パソコンの講習費用を会社が負担するとき

**Q**：当社は、このたび新入社員をパソコンの講習会に参加させました。費用は会社負担ですが、源泉徴収は必要ですか？

**A**：社員の職務に直接必要な技術を取得するための実費負担額については、給与所得にはなりませんので、源泉徴収の必要はありません。

### 【解説】

会社が、従業員に対して奨学金を支給したり、学費を負担して通学させたりすることにより、従業員が受ける経済的利益については、原則、給与として取り扱われます。

ただし、会社が自己の業務遂行上の必要に基づき、従業員等としての職務に直接必要な技術もしくは知識を習得させ、又は免許もしくは資格を取得させるための研修会、講習会等の出席費用に充てるものとして支給される金品については、これらの費用として適正なものに限り課税されないこととされています。

したがって、会社の負担したパソコン等講習費用が次のいずれにも該当するものであるときは、非課税となりますので源泉徴収する必要はありません。

- ①その技術を取得することが会社の業務遂行上必要であること
- ②その技術がその社員の職務に直接必要なものであること
- ③その金額がその技術を取得するための費用として適正なものであること

